

浦安警察署からのお知らせ

11月1日～30日「児童虐待防止推進期間」です。

『あなたしか 気づいてないかも そのサイン』



- ・隣の部屋から児童の泣き声が頻繁にする
- ・児童の洋服が汚れていて、やせ細っている
- ・若い児童が1人で外にいて、同伴者がいない
- ・児童の体にあざが多数ある



など

これらの状況は被害児童が親から虐待を受けているかもしれません。

警察などの関係機関に必ず通報を！

児童虐待の疑いを認めた際には速やかに警察または児童相談所などの関係機関に通報してください。
「疑い」だけでも通報していただいて構いません。
あなたの通報で虐待を受けている児童を救うことができます。
何かおかしいなと感じた際には必ず関係機関への通報をお願いします。



児童虐待の種類について

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩く
 - ・やけどさせる、おぼれさせる
- など

ネグレクト

- ・ごはんを与えない
 - ・車の中に一人きりで放置する
- など

心理的虐待

- ・児童の前での喧嘩
 - ・言葉で脅迫する
- など

性的虐待

- ・児童への性的行為
 - ・児童の裸の写真などをとる
- など

児童相談所虐待対応ダイヤルの紹介

- ・匿名可能
- ・通話無料
- ・秘密厳守

いちはやく
189

- ・お住まいの地域の児童相談所につながります。
- ・匿名で連絡をすることも可能です。

